

長崎市議会規程第3号

長崎市議会情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月4日

長崎市議会議長 岩 永 敏 博

長崎市議会情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

長崎市議会情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例施行規程（令和6年長崎市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という）に対して行われ、又は議会等が行う手続等（前項の規定を適用するものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例及び長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例施行規則の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。